

記入例

産業廃棄物処理許可申請書

●年 ●月 ●日

亀山市長 櫻井 義之 様

(申請者)

住 所 亀山市●●町●●●番地

氏名又は名称 (株)亀山商会

代表者職氏名 代表取締役社長 亀山 太郎

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、
本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

電 話 番 号 82-1111

産業廃棄物の処理について、法律並びに亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定を
遵守し、同条例第24条に基づく下記の産業廃棄物の処理を許可願いたく申請いたします。

申請年度	令和● 年度 (新規・更新)	許可番号	亀環産廃第 500 号
廃棄物の発生場所	所 在	亀山市▲▲一丁目●●番●●号 ☐ 申請者と同じ	
	事業所名・店舗名	セブン●●ブン ▲▲店 ☐ 申請者と同じ	
	職業又は事業内容	(詳細に記入してください。) コンビニエンスストア経営	
	日中連絡がとれる電話番号	090-1111-1234	担当者
搬入車両 (車種) (登録番号)	①	鈴鹿 580 あ 11-11	※2台まで登録可 搬入は1台でお願い します。
	②	三重 300 あ 99-99	
年間処理 申請量	年間	500 kg ☐	※年間 10,000kgまで
廃棄物の 種 類	※別紙へ記入し、添付してください。		
許可条件	裏面のとおり		

市処理欄	・旧許可証の返却	あり・なし
	・別紙(廃棄物の種類)の提出	※あり(必須)
	・搬入カード預かり	あり・なし
	・搬入カードの訂正又は作成 (訂正箇所) 車番・氏名・住所	あり・なし
	(新規作成・再発行)	
	カードNo.	作成者
備考		

(収受印)

受付者

産業廃棄物処理（搬入）許可条件

1. 搬入する産業廃棄物は、亀山市内発生分で本市許可を受けた品目に限る。
2. 搬入可能日は、総合環境センター休館日、土曜日及び祝日を除く開館日に限る。
3. 一回に搬入できる産業廃棄物は、最大10点（品目）に限る。
本市の許可を受けていない産業廃棄物は、処理（搬入）の対象としない。
4. 搬入するときは、毎回受付時に必ず産業廃棄物搬入申告書（以下「申告書」という。）を提出するとともに、産業廃棄物処理許可証（以下「許可証」）を提示すること。
申告書の提出、または許可証の提示がない場合は搬入を認めない。
5. 搬入は、申請者若しくは従業員が行うこと。
6. 搬入車両は、許可証記載の車両以外は認めない。都合により許可証記載以外の車両を使用するときは、事前に届出をすること。届出がない場合は、一切の搬入を認めない。
7. 許可証を他人へ貸与、若しくは譲渡してはならない。
8. 許可証の再発行は行わない。
9. 搬入者は、身分証明証、運転免許証を携行し、求めに応じて提示しなければならない。
10. 搬入に際しては、担当者又は関係職員の指示に従うこと。
11. 許可対象の産業廃棄物について、種類別の分別を行うこと。
12. 許可証に記載する特記条件についても遵守すること。
13. 関係法令をはじめ、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、並びに同条例施行規則を遵守すること。関係法令、条例並びに許可条件等に違反があった場合、又は担当者及び関係職員の指示に従わないときは許可を取り消すとともに、翌年度以降における産業廃棄物処理（搬入）を許可しない。
14. 許可証の許可期限が満了した場合、速やかに許可証を返還すること。
15. 廃棄物の減量・リサイクルに努めるとともに、アイドリングストップ等環境負荷の低減に努めること。

記入例		産業廃棄物の種類等 (該当する項目を○で囲んでください)	
No.	名 称 (詳細に記入してください。)	種類・形状	品 質
1	(梱包用資材) PPバンド・ビニール類	可燃・不燃	廃プラスチック類・木くず・紙くず 繊維くず・ゴムくず・ガラスくず 金属くず・陶磁器くず・その他 ()
2	梱包用発泡スチロール	可燃・不燃	廃プラスチック類・木くず・紙くず 繊維くず・ゴムくず・ガラスくず 金属くず・陶磁器くず・その他 ()
3	ゴム手袋	可燃・不燃	廃プラスチック類・木くず・紙くず 繊維くず・ゴムくず・ガラスくず 金属くず・陶磁器くず・その他 ()
4	卓上型コピー機	可燃・不燃	廃プラスチック類・木くず・紙くず 繊維くず・ゴムくず・ガラスくず 金属くず・陶磁器くず・その他 ()
5	ロープ	可燃・不燃	廃プラスチック類・木くず・紙くず 繊維くず・ゴムくず・ガラスくず 金属くず・陶磁器くず・その他 ()
6	のぼり旗のポール	可燃・不燃	廃プラスチック類・木くず・紙くず 繊維くず・ゴムくず・ガラスくず 金属くず・陶磁器くず・その他 ()
7	立て看板	可燃・不燃	廃プラスチック類・木くず・紙くず 繊維くず・ゴムくず・ガラスくず 金属くず・陶磁器くず・その他 ()
			廃プラスチック類・木くず・紙くず 繊維くず・ゴムくず・ガラスくず 金属くず・陶磁器くず・その他 ()
【名称欄は、品目がわかるよう具体的な名称を記入すること。】 悪い例：電化製品、機器類、ガラス、プラスチック類 ↓ 良い例：ドライヤー、測量機器、自動車フロントガラス、塩ビパイプ			
		可燃・不燃	廃プラスチック類・木くず・紙くず 繊維くず・ゴムくず・ガラスくず 金属くず・陶磁器くず・その他 ()
		可燃・不燃	廃プラスチック類・木くず・紙くず 繊維くず・ゴムくず・ガラスくず 金属くず・陶磁器くず・その他 ()

氏名又は名称： (株)亀山商会